

新みかぼフィルハーモニック規約

第一章<総則>

名称

新みかぼフィルハーモニック

目的

- ・子どもからお年寄りまでを対象とした音楽の演奏活動を通じ地域文化の発展に寄与する。
- ・団員が音楽を楽しみながら常に自己研鑽しオーケストラの音楽的向上を目指すとともにお互いの親睦を深める

以上の目的を遂行するために次の活動を行う

- ・練習及び演奏活動
- ・団員相互の親睦会行事

第二章<団員>

団員の権利義務

- ・練習に参加できる者である
- ・高校生以下については、保護者の同意を得た者とする
- ・団員は別に定めるところにより、団費を納入しなければならない
- ・総会への出席及び議決権を持つ（休団者は議決権を持たない）

退団及び休団

- ・都合により退団しなければならない時は、団長に申し出なければならない
- ・本人の事情により休団する場合は、「休団届」に必要事項を記入し団長に届け出る。
- ・休団取得期間は原則最長2年とする。

団員の資格

以下の場合には役員会の決議（全員一致）により団員の資格を失う

- ・団費を3カ月以上滞納した者
- ・正当な理由がなく練習を2カ月以上休んだ者

第三章<罰則規定>

以下の場合には役員会の決議（全員一致）により除名することができる

- ・団の名誉を傷つけた者
- ・団の風紀を乱した者

第四章<指揮者>

- ・楽団の音楽性向上のため、総会の承認により常任指揮者を委嘱できる
- ・練習参加時および演奏会時には謝礼を支払う
- ・議決権を持つことはできない

第五章<特別団員>

- ・団の事情により特別団員が必要な場合は、団長の承認により委嘱する
- ・特別団員はできる限り練習に参加する
- ・演奏会時には特別団員へ謝礼を支払う
- ・議決権を持つことはできない

第六章<トレーナー>

- ・団の事情によりトレーナーが必要な場合は、団長の承認により委嘱する
- ・練習への参加は、必要に応じて依頼する
- ・練習参加時にはトレーナーへ謝礼を毎回支払う
- ・議決権を持つことはできない

第七章<エキストラ>

- ・団の事情によりエキストラが必要な場合は、団長の承認により委嘱する
- ・演奏会への出演を基本とし、必要に応じて演奏会前の練習に参加する
- ・演奏会時にはエキストラへ謝礼を支払う
- ・議決権を持つことはできない

第八章<総会>

総会

- ・総会は本団の最高議決機関とし、役員決定、活動方針の承認、決算の承認等を行い、全団員で構成する

総会の開催

- ・全団員の3分の2以上の出席（委任状を含む）をもって成立する
- ・年1回開催する
- ・役員会において必要と認めたとき又は団員の4分の1以上の要求があったときは、臨時に総会を開催できる

議決

- ・総会において議決を伴う場合は、過半数をもって行う

第九章<役員会>

目的

- ・役員会は、本団の円滑な運営を図り、議事を審議し執行する

役員会の構成

団長 本団を代表し、団務を統括する

事務局 団長のもとに団務を執行する

インスペクター 練習の計画および運営を行う

会計 団費の徴収、及び諸経費の支払い等を行なう

ライブラリアン 楽譜の管理、調達を中心とする

広報 各種広報活動を中心とする

会計監査 経理の監査を行う

庶務 イベントや合宿の企画・運営、諸事項での準備等を行う

コンサートマスター 演奏時の団員をまとめ、指揮者の補佐をする

演奏会実行委員長 演奏会の統括を行い、演奏会実行委員を組織する

ステージマネージャー 演奏会における会場設営を中心とする

役員会の開催

- ・役員会は、団長または役員が必要と認めたとき、適宜開催する
- ・なお、役員会の3分の2以上の出席（委任状を含む）をもって成立する

役員会における議決

- ・役員会における議決は過半数を原則とする

第十章<選曲委員会>

目的

- ・選曲委員会は、演奏会で演奏される曲について審議・協議し、原案をつくり役員会に諮問する

選曲委員会の構成

- ・各パートリーダーと演奏会実行委員長で構成する
- ・選曲委員会の議長は、当該演奏会の実行委員長が務める

選曲委員会の開催

- ・選曲委員会は、団長または役員が必要と認めたとき、適宜開催する
なお、委員の3分の2以上の出席（委任状を含む）をもって成立する

選曲委員会における議決

- ・選曲委員会における議決は多数決とする

第十一章<会計>

項目

- ・入団費
- ・団費
- ・事業に伴う収入・支出
- ・その他の収入・支出

入団費

- ・入団費は3,000円とし、入団時に納入する

団費

- ・団費は月額を以下の通りとし、毎月納入する
社会人 3,000円
学 生 2,000円
*ただし、同居家族についてはプラス一人につき半額とする。

演奏会負担金

- ・所定の金額

会計年度

- ・本団の会計年度は、毎年1月1日に始まり、翌年12月31日に終了する

第十二章<改正>

規約の改正

- ・本規約の改正をするときは、役員会の全会一致の審議を経て、総会で出席者の3分の2以上の賛成を得たとき、これを改正する

附則 本規約は平成12年4月1日より施行する

平成12年11月 第九章改正

平成17年 1月 第二・八・九章改正

平成19年 1月 第八章 役員名改正

平成21年 1月 第四章<特別団員>から第八章<役員会>を第五章から第九章へ改正
第九章<会計>から第十章<改正>を第十一章から第十二章へ改正
第四章<常任指揮者>および第十章<選曲委員会>附加

平成22年 1月 第四章改正

平成22年 1月 第九章改正

平成23年1月 第二章、第九章および第十章改正

平成25年1月 第二章改正

平成28年1月 第二章改正

平成28年6月 第四章改正